

令和4年度 群馬県私立高等学校等 奨学のための給付金

群馬県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の世帯に対して、返済不要の給付金『奨学のための給付金』を支給します。

つきましては該当者は、必要書類をご用意のうえ、ご申請ください。

（授業料を支援する「就学支援金」とは異なる制度ですので、改めて申請が必要です。）

1. 対象世帯について

- 生活保護（生業扶助）受給世帯 ⇨ P3に記載の書類を提出
- 住民税所得割非課税世帯 ⇨ P3に記載の書類を提出
- 家計急変による非課税相当世帯 ⇨ P4に記載の書類を提出

上記いずれかの世帯に該当し、かつ群馬県に住所を有する世帯が対象の給付金です

2. 提出期限について

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯	令和4年9月2日（金）	各クラス担任
住民税所得割非課税世帯		
家計急変世帯 可能な限り事由発生から 1ヶ月以内 にご申請ください。	令和5年1月16日（月）	

3. 対象者と給付金額について

世帯の区分	給付金額	給付時期	給付方法	
①生活保護（生業扶助）世帯	52,600円	12月予定	群馬県から 申請者様の口座へ 直接振り込まれます	
②住民税所得割 非課税世帯	(1) 対象生徒のほかに、 23歳未満 の扶養している兄・姉がいる場合			152,000円
	(2) 対象生徒のほかに、 23歳以上 の扶養している高校生等の兄・姉がいる場合			
	(3) 対象生徒のほかに、 通信制に通う 扶養している弟・妹がいる場合			
	(4) 対象生徒のほかに、 高校生等ではない15歳以上（中学生を除く）23歳未満 の扶養している弟・妹がいる場合			
(5) 上記(1)～(4)以外	134,600円			
③家計急変世帯	(1) 対象生徒のほかに、 23歳未満 の扶養している兄・姉がいる場合	最大152,000円	9月2日までの 申請分は 12月予定 それ以降の申請は 順次	
	(2) 対象生徒のほかに、 23歳以上 の扶養している高校生等の兄・姉がいる場合			
	(3) 対象生徒のほかに、 通信制に通う 扶養している弟・妹がいる場合			上記給付額は、7月までに家庭が急変した場合の額です。 家計急変の発生日により給付金額は異なります。
	(4) 対象生徒のほかに、 高校生等ではない15歳以上（中学生を除く）23歳未満 の扶養している弟・妹がいる場合			
	(5) 上記(1)～(4)以外			最大134,600円 上記給付額は、7月までに家庭が急変した場合の額です。家計急変の発生日により給付金額は異なります。

4. 提出書類について（生活保護・住民税非課税）

世帯の区分	提出書類	提出書類についての注意事項
生活保護（生業扶助）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金受給申請書★ 2. 生活保護受給証明書※①★ 3. 口座通帳のコピー※② 	<p>★マークのついている書類は、本校のホームページからダウンロード可能です。</p> <p>※①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月1日以降発行 ・福祉事務所長の朱印があるもの
住民税所得割非課税	<p>（1）対象生徒のほか、23歳未満の扶養している兄・姉がいる場合</p> <p>※（1）～（4）に複数該当する場合は、（1）で申請してください</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金受給申請書★ 2. （保護者の）所得課税証明書または非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証のコピー※⑤ 5. 口座通帳のコピー※⑥ 	<p>※②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則申請者（保護者）名義の口座とする ・例外として委任状★添付により申請者以外の口座も可とする ・金融機関本支店名・口座番号・口座名義人（カタカナ）が表示された部分をコピーして提出すること <p>※③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が2人いる場合は、2人分提出 <p>※④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月1日以降発行 ・続柄を表示する ・マイナンバーは表示しない <p>（1）保護者、生徒本人、23歳未満の扶養している兄姉の表示があるもの</p> <p>（2）保護者、生徒本人、23歳以上の扶養している高校生等の兄姉の表示があるもの</p> <p>（3）保護者、生徒本人、通信制の高校等に通う弟妹の表示があるもの</p> <p>（4）保護者、生徒本人、高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹の表示があるもの</p> <p>（5）保護者、生徒本人の表示があるもの</p>
	<p>（2）対象生徒のほか、23歳以上の扶養している高校生等の兄・姉がいる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金受給申請書★ 2. （保護者の）所得課税証明書または非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証のコピー※⑤ 5. 口座通帳のコピー※⑥ 6. 兄姉の在学証明書（コピー可）※⑦ 	<p>※⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号、被保険者等の記号・番号は、黒塗り等で判別できないようにして提出 <p>（1）生徒本人と23歳未満の扶養している兄姉のもの</p> <p>（2）生徒本人と23歳以上の扶養している高校生等の兄姉のもの</p> <p>（3）生徒本人と通信制の高校等に通う弟妹のもの</p> <p>（4）生徒本人と高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹のもの</p>
	<p>（3）対象生徒のほか、通信制に通う扶養している弟・妹がいる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金受給申請書★ 2. （保護者の）所得課税証明書または非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証のコピー※⑤ 5. 口座通帳のコピー※⑥ 6. 弟妹の在学証明書（コピー可）※⑦ 	<p>※⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則申請者（保護者）名義の口座とする ・例外として委任状★添付により申請者以外の口座も可とする ・金融機関本支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が表示された部分をコピー <p>※⑦</p> <p>（2）23歳以上の扶養している高校生等の兄姉のもの</p> <p>（3）通信制の高校等に通う弟妹のもの</p> <p>（4）特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は、在学証明書 無職等により証明書の発行が困難な場合には、誓約書★</p>
	<p>（4）対象生徒のほか、高校生等ではない15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養している弟・妹がいる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金受給申請書★ 2. （保護者の）所得課税証明書または非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 健康保険証のコピー※⑤ 5. 口座通帳のコピー※⑥ 6. 高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹が、この給付金の支給対象者でないことを確認できる書類※⑦★ 	<p>※⑦</p> <p>（2）23歳以上の扶養している高校生等の兄姉のもの</p> <p>（3）通信制の高校等に通う弟妹のもの</p> <p>（4）特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は、在学証明書 無職等により証明書の発行が困難な場合には、誓約書★</p>
	<p>（5）上記（1）～（4）以外</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金受給申請書★ 2. （保護者の）所得課税証明書または非課税証明書※③ 3. 住民票※④ 4. 口座通帳のコピー※⑥ 	

注意事項をよくご確認のうえ、該当欄の提出書類を全てご提出ください！

5. 提出書類について(家計急変世帯)

世帯の区分	提出書類	提出書類についての注意事項
家計急変世帯	(1) 対象生徒のほかに、23歳未満の扶養している兄・姉がいる場合 ※(1)～(4)に複数該当する場合は、(1)で申請してください	★マークの付いている書類は、本校のホームページからダウンロード可能です。 ※① 保護者が2人いる場合は、2人分提出 ・扶養親族等の記載が省略されていないもの ※② 7月1日以降発行 ・続柄を表示する ・マイナンバーは表示しない ・保護者と生徒本人と扶養親族の表示のあるもの
	(2) 対象生徒のほかに、23歳以上の扶養している高校生等の兄・姉がいる場合	※③ 原則申請者(保護者)名義の口座とする ・例外として委任状添付により申請者以外の口座も可とする ・金融機関本店名・口座番号・口座名義人(カタカナ)が表示された部分をコピーして提出すること ※④ 【例】・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出
	(3) 対象生徒のほかに、通信制に通う扶養している弟・妹がいる場合	※⑤ 【例】・会社作成の給与見込み★ ・直近の給与明細 ・税理士または公認会計士の作成した証明書 ・失業、離職等により収入がない場合は申立書★ ※保護者が2人いる場合は、2人分提出 ※⑥ 保護者等全員分と生徒本人と扶養親族のもの ・保険者番号、被保険者等の記号・番号は、黒塗り等で判別できないようにして提出
	(4) 対象生徒のほかに、高校生等ではない15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養している弟・妹がいる場合	※⑦ (2) 高等学校等に通う23歳以上の兄姉のもの(コピー可) (3) 通信制に通う弟妹のもの(コピー可) (4) 特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は、在学証明書(コピー可) 無職等により証明書の発行が困難な場合には、誓約書★
	(5) 上記(1)～(4)以外	

注意事項をよくご確認のうえ、該当欄の提出書類を全てご提出ください!

Q1：住民税所得割非課税世帯とは？

A1：

住民税所得割非課税世帯とは・・・

市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円」の方です！

※均等割（「市民税3,500円」＋「県民税2,200円」＝「年税額5,700円」）が課税されていても、「所得割」が非課税（0円）でしたらご申請いただけます！

勤務先から配布される

「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」等でもご確認いただけます！



〈所得課税証明書での確認方法〉

所得課税証明書は各市町村の窓口で取得できます。

各市町村で書式は異なります。

所得割が非課税（0円）であるかご確認ください。

所得・課税証明書							
所得者	住所						
	氏名				生年月日		
令和4年度 (令和3年分)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額	
		所得割	均等割	所得割	均等割		
		0円		0円			
所得の内訳	給与所得		所得控除の内訳	社会保険料控除			
				生命保険料控除			
				配偶者控除			
				基礎控除			
				控除合計額			
				扶養	一般 特定 老人 同居老親 16歳未満	障害	本人 配偶者及び扶養親族 普通障害 特別障害 同居特障
第〇〇〇〇号 令和4年〇月〇日							
〇〇市長 樹徳 太郎							

Q2：家計急変世帯とは？

A2：

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響等の災害等により収入減少し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に該当すると認められる世帯。
（災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません）

〈住民税所得割非課税世帯の年収目安〉

保護者等＋扶養親族等の人数※1	年収見込額※2
2人世帯（親1人＋子1人）	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

※1 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※2 この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

Q3：群馬県以外に住んでいる場合は？

A3：

「奨学のための給付金」は、保護者の方がお住まいの都道府県へ申請していただく必要があります！

栃木県にお住まいの方へは、栃木県用の申請書でご申請ください。
群馬県・栃木県以外にお住まいの保護者様は各自でお住まいの都道府県にご申請をお願いいたします。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

樹徳高等学校 「奨学（しょうがく）のための給付金」係
（0277-45-2258）まで